第四号の三様式記載上の注意(2)b中「である場合」の次に「又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合」を加え、同記載上の注意(29)に次のように加える。

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

第四号の三様式記載上の注意(30)中「に該当する場合」を「である場合に」に、「に記載すること」を「に記載することができる」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号
総務省令第一号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条第一項第六号及び第百三十八条第二項第六号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第十六条第一項第一号中「雇用・能力開発債券等」を「財形住宅債券等」に改める。

附　則

この命令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この命令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十一条の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

附　則

この命令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

省令

○財務省令第六十六号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

支出官事務規程等の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条に次の一項を加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合におけるこの省令の適用については、第十六条第一項及び第三十七条第二項中「児童手当」とあるのは、「子ども手当」とする。

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第二条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合におけるこの省令の適用については、別表甲号備考1俸給手当の類の項中「児童手当」とあるのは、「子ども手当」とする。